

コンプライアンス推進体制と報告・通報の流れ

構成員がコンプライアンス事案を把握した場合

- 情報の伝達に関するマニュアル第6に定めるインシデント発生時の報告体制」により報告する。
- 内部通報及び学外者からの通報に関する規則第4条に定める「通報・相談窓口（総務部総務課）」へ通報する。
- 他の規則等において通報の窓口を定めている場合は、当該規則等の定める窓口へ通報を行う

大学は…
速やかな調査と必要に応じた是正措置を行う

コンプライアンス
最高責任者
(学長)

コンプライアンス
総括責任者
(総務・労務担当理事)

インシデント発生時の報告体制による
情報の伝達マニュアル
(学内限定) 参照

コンプライアンス
推進責任者
(総務・労務担当理事)

コンプライアンス
推進責任者
(学術研究・地域連携担当理事)

コンプライアンス
推進責任者
(教育・学生支援担当理事)

コンプライアンス
推進責任者
(医療・附属病院担当理事)

コンプライアンス
推進責任者
(大学経営・財務、
事務統括担当理事)

管理者（上司、
所属部局の教員
等）への報告

・内部通報・
学外者からの
通報関係

・ハラスメント
関係
・反社会的勢力
への対応関係

・情報セキュリティ関係
・個人情報保護関係
・研究活動の不正行為関係
・安全輸出管理関係

・学生からの相談関係

・医療安全管理関係

・公的研究費等の不正
使用関係

↑
報告

↑
通報

↑
通報

↑
通報

↑
通報

↑
通報

↑
通報

構 成 員

法令等を遵守していない又は遵守しない
おそれのある行為又は事実を把握したとき